

物品等の一般競争入札の一者応札を改善するための新たな取り組みについて

西山 寛亮

近畿地方整備局 総務部 契約課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

国土交通省では、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）に基づき、毎年度、調達改善の取組内容や目標を定めた「国土交通省調達改善計画」を策定している。改善すべき課題は様々であるが、一般競争入札の一者応札も改善すべき課題の一つとして数えられている。

一者応札については、発注者側の取り組みにより改善が期待できる部分があるため、競争参加者を増加させるための環境改善に取り組んでいる。現在、近畿地方整備局においては①物品役務契約に係る発注予定情報の公表、②入札不参加者へのアンケート調査を行っている。

キーワード 契約, 情報提供, 原因分析

1. 一者応札改善の取り組みについての概要

一者応札とは、1事業者しか参加しない競争入札のことを指す。公告時点では複数の事業者が業務発注の存在を把握していたとしても、応札者数が1者であれば競争性が弱まるため、一者応札は可能な限り改善すべきである。

2016年3月31日に公表された『平成28年度国土交通省調達改善計画』（図-1）によれば、物品役務の一般競争入札にあたっては発注者は、契約手続に入る前に一者応札の改善に向け必要な措置が行われているか、必要以上に競争参加者に制限を課していないかなどについて事前検証を行うこととしている。特に、一者応札が複数年度続いている調達については、当該調達における一者応札の要因に対応した改善策を十分に検証することを表明している。また、結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについて、各調達部局において一者応札となった原因の分析を行い、その結果をホームページにおいて公表することとしている。

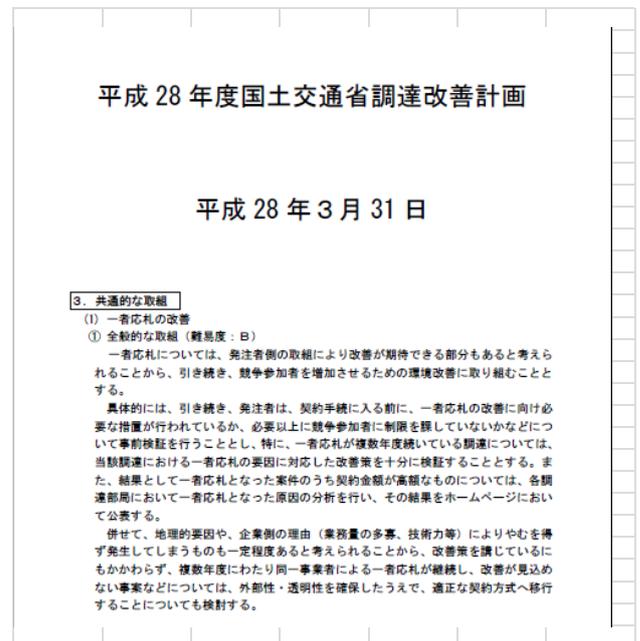


図-1 平成28年度(2016年度)国土交通省調達改善計画

併せて、地理的要因や、企業側の理由（業務量の多寡、技術力等）によりやむを得ず一者応札が発生してしまう業務も一定程度あると考えられることから、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない事案などについては、外部性・透明性を確保したうえで、適正な契約方式へ移行することについても検討

している。

2015年度（平成27年度）時点の近畿地方整備局における物品役務の一般競争入札の競争参加資格申請状況は事業者が1者または2者のみの案件が合わせて7割程度となっている。競争参加資格申請を提出している事業者が少数である場合、応札者も当然少数となるため、応札者数を増やすには競争参加資格申請者を増やす必要がある。

競争参加資格申請者並びに応札者が少数となりやすい現状を鑑み、近畿地方整備局においては、①物品役務契約に係る発注予定情報の公表、②入札不参加者へのアンケート調査の二種類の取り組みによって一者応札を改善しようと試みている。

2. 物品役務契約に係る発注予定情報の公表

発注予定情報の公表における目的・公表の方法等は以下に示す通りである。

(1) 目的及び対象

物品役務契約に係る発注予定情報を公表することにより、事業者の入札参加への意欲を促し、競争性を高めることを目的とする。対象は、一般競争入札方式に付そうとする物品役務契約とする。ただし、物品の売払契約は除く。原則すべての案件を公表することとしている。また、公表する内容は公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る。

(2) 公表の方法

a) 次に掲げる事項を含む発注予定情報を近畿地方整備局ホームページに公表するとともに、本局、事務所の契約情報コーナー等において閲覧に供する。

- ①契約件名、②履行期限、③契約概要、④資格及び予定等級区分、⑤入札予定時期、⑥その他必要と認める事項
- b) 次に掲げる時期に、その時点における予定情報を公表する。①年度予算が成立後速やかに（当該年度分）②6月上旬 ③9月上旬 ④12月上旬

なお、ホームページ公表されている情報の例は図-2に示す通りである。

平成29年度 物品役務一般競争入札による発注の見通しの公表について(港湾空港関係を除く 平成29年6月現在)								
第2四半期(7月～9月)								
						平成29年 6月 1日		
						近畿地方整備局		
国土交通省近畿地方整備局における平成29年度の物品役務一般競争入札による発注の見通しを、下記のとおり公表します。								
なお、ここに掲載する内容は平成29年 6月 1日現在の見通しであるため、実際に発注する物品役務の契約と掲載内容が異なる場合、又はここに掲載されていない物品役務に関する発注がなされる場合があります。また、入札公告に際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合があります。								
番号	事務所名	契約件名	履行期間	契約概要	資格及び予定等級区分	公告予定時期	入札予定時期	その他
1	近畿地方整備局(本局)	電子納品・保管管理システムバージョンアップ業務	約3ヶ月	電子納品・保管管理システムのバージョンアップ	役務の提供等 C	7・8月頃	9・10月頃	
2	近畿地方整備局(本局)	近畿管内交通量常時観測機器更新	約6ヶ月	交通量常時観測機器の正常な稼働を維持するため、中央処理装置の	役務の提供等 B	7月頃	9月頃	
3	近畿地方整備局(本局)	平成29年度道路巡回支援システム構築	約6ヶ月	平成29年度道路巡回支援システム構築 1式	役務の提供等 B	7月頃	8・9月頃	

図-2 2017年度第2四半期発注見通しの公表(一部)

また、2016年度（平成28年度）における発注見通し公表の件数は表-1で示す通りである。

表-1 2016年度（平成28年度）における発注見通し公表件数

平成28年度における発注見通し公表件数				
第2四半期				
役務の提供等	物品の販売	物品の製造	物品の製造又は物品の販売	計
73	34	7	8	122
第3四半期				
役務の提供等	物品の販売	物品の製造	物品の製造又は物品の販売	計
85	51	1	4	141
第4四半期				
役務の提供等	物品の販売	物品の製造	物品の製造又は物品の販売	計
401	24	1	0	426

(3) 期待できる効果

事業者は、発注見通しを確認することにより、入札公告を確認するよりも早い段階で応札可能な発注規模・時期かどうかを判断しやすくなり、応札に向けた準備が可能となる。事業者の受注準備が容易になることにより応札者が増加し、競争性が高まることが期待される。

(4) 他地整の取り組み状況

北海道開発局・四国地方整備局においても近畿地方整備局と同様の取り組みがなされている。

3. 入札不参加者へのアンケート調査

入札不参加者へのアンケート調査の方法等は以下に示す通りである。

(1) 目的及び対象

一者応札の原因分析、競争参加資格等の見直し検討の参考とすることを目的とし、一者応札が多い一般競争入札方式に付そうとする物品役務契約を対象とする。ただし、物品の売払契約は除く。アンケートは、入札説明書の交付を受けたが競争参加資格確認申請書を提出しなかった者（入札不参加者）を対象とする。ただし、アンケートは回答を強制するものではない。

(2) アンケート調査の方法

- a) アンケート用紙を入札説明書交付時にあわせて交付する方法を検討しているが、現状では一者応札案件となる見込みがある場合に交付し、適宜必要に応じて、アンケート項目を修正・追記・削除等することとしている。ただし、アンケート用紙は入札説明書ではない。
 - b) アンケートについては、「申請書を提出しなかった理由」並びに「本調達について改善すべき点」を記入項目として設けている。なお、改善すべき点の例としては、「競争参加資格の拡大、企業に求める業務実績・資格要件の緩和、技術者に求める業務実績・資格要件の緩和、入札公告時期の早期化、申請書類等の作成期間の十分な確保、業務着手期間の十分な確保、履行期間の十分な確保、発注ロット・業務の分割」等々。
 - c) アンケート回収方法はFAX又はメールで受け付けている。
- なお、アンケートの記入様式は図-3に示す通りである。

競争参加資格確認申請書を提出されなかった方へアンケート調査のご協力をお願い (〇〇河川国道事務所 〇〇業務)			
今後の応札者拡大に向けた検討の参考とさせていただきますため、差し支えない範囲で結構ですので、※回答にご協力いただける場合は、〇〇月〇〇日までに、最下段の連絡先に送付をお願い致します。			
1. 今回、申請書等を提出しなかった理由を教えてください(自由記載)			
2. 本案件について改善すべき点			
① 申請書類の作成期間は適当でしょうか 【短い】の場合、どの程度まで期間が必要でしょうか?	短い	適当	長い
② 競争参加資格で必要としている業務実績の緩和を求める 【YES】の場合、どの程度まで緩和すべきでしょうか?		YES	NO
③ 競争参加資格で必要としている許可等の資格要件の緩和を求める 【YES】の場合、どの程度まで緩和すべきでしょうか?		YES	NO
④ 競争参加資格で必要としている技術者等の業務実績の緩和を求める 【YES】の場合、どの程度まで緩和すべきでしょうか?		YES	NO
⑤ 競争参加資格で必要としている技術者等の資格要件の緩和を求める 【YES】の場合、どの程度まで緩和すべきでしょうか?		YES	NO
⑥ 業務内容に対する業務期間の設定は適当でしょうか? 【短い】の場合、どの程度まで期間を確保すべきでしょうか?		短い	適当
⑦ 発注ロットは適当でしょうか? 【分割すべき】の場合、どの程度まで分割すべきでしょうか?		分割すべき	適当
⑧ その他改善すべき点があれば教えてください(自由記載)			
回答ご担当者様の	会社名		
	所属部署・氏名		
	連絡先		
アンケート調査の回答にご協力いただきまして、有り難うございました。			
お手数をおかけしますが、下記連絡先にアンケート用紙の送付をお願い致します。			
	所属・氏名	〇〇課 〇〇	FAXorメール

図-3 入札不参加者へのアンケート用紙

(3) 調査結果の活用方法

- a) 近畿地方整備局契約課に調査結果を集約し、本局の発注担当課とともに内容分析を行い、一者応札改善策の検討を行う。
- b) 本局の発注担当課及び事務所の発注担当課で必要に応じ、調査結果をふまえて、入契委員会等に原因分析及び改善策を説明する。

(4) 他機関での取り組み状況

国土交通省での実施は確認できていないが、一部の省庁においては入札不参加者へのアンケート調査が行われている模様。

4. 改善取り組みの状況

(1) 物品役務契約に係る発注予定情報の公表

2016年度第2四半期より当該取り組みを行っている。2. (3)で述べた通り発注予定情報の公表には一定の効果があると見込んでいるが、現時点では当該取り組みによって交付資料を受け取った事業者の数が増加したのかを判断することは難しい。2017年6月現在においては当該取り組みの効果を調査している途上である。効果を分析できるだけの情報が集約できた際に改めて分析を行う予定である。

(2) 入札不参加者へのアンケート調査

「発注予定情報の公表」同様2016年度第2四半期より調査を開始しているため、2017年6月現在で効果を読み取るには未だ期間が不十分である。本取り組みについても効果の程が明確になるのは一定の時間が必要である。

現状回答を受け取ったアンケートを確認すると「自社では対応できない業務内容のため不参加とした」といった旨の回答が多いが、中には「履行期間が短かったため不参加」、「配置を要する技術者の確保が困難なため不参加」等の意見もある。履行期間については余裕をもった履行期間の設定を行う、配置技術者の要件については可能な範囲で要件を緩和する等改善策を考案できるため、アンケートの意見を基に同種業務の発注方法を改善することは可能である。

なお、アンケートの回収方法や記載様式については取り組みを継続する中で変更する場合もある。現在採用している方法は、各発注課・各事務所からの意見も踏まえつつ改良していく予定である。

また、入札説明書等の交付を受けた事業者が1者である場合は、いわゆる「入札不参加者」がいないためアンケートを行う対象が存在しない等、改善すべき点もある。

(3) 2016年度の競争参加資格申請状況

2016年度（平成28年度）の近畿地方整備局における物品役務の一般競争入札競争参加資格申請状況は2

015年度の競争参加資格申請状況から有意な変化は見られなが、2016年度の第4四半期に発注見通しを公表した案件のほとんどは2017年度に契約を締結する業務であり、発注見通しの公表の効果は2017年度の統計に現れると想定できる。また、入札不参加者へのアンケートについては、2016年度に発注した業務のアンケート調査結果を集約し、一者応札の要因に対応した改善策を検討している。当初より2017年度より順次改善策を発注方法に反映する予定となっていたため、アンケートに関しても統計に効果が現れるのは2017年度以降になると考えられる。

5. おわりに

本稿において紹介した取り組みはいずれも試行段階であり、具体的な運用方法は必要に応じて変更していく予定である。事業者の負担や業務の煩雑化にも注意しつつ、より良い手段を講じていくように努める。一者応札を改善することができれば、国土交通省にメリットがあるだけでなく、事業者側にも競争に参加しやすくなるという利点がある。改善の効果が発揮されるまである程度長い期間が必要になると考えられるが、一者応札の改善は長期にわたって取り組むべき課題である。